市民ラジオ(CB無線)

■ 特徴

無線従事者の資格及び無線局の免許は必要なし。

周波数は 26.9MHz~ 27.2MHz の8チャンネル、電 力 0.5W 以下。

送受信機とアンテナが同 一筐体に収められている。



合法 CB 無線機

■ 不法局

送受信機とアンテナが分離。 電力は送受信機単体で概ね5 Wであるが、ブースターを接続 して1kWを超える電力を送出 する不法局がある。



【不法局による妨害事例】

- ・電話の通話に雑音が入る。テレビの画面、音声が乱れる。
- ・電子機器(OA 機器等)が誤 作動。
- ・漁業用無線が使用できなくなる。

不法 CB 無線機

パーソナル無線

■ 特徴

無線従事者の資格は必要ないが、無線局の免許が必要であり、 無線局情報の入った ROM が無いと電波を発射できない。

周波数は 903.0125MHz~ 904.9875MHz の 80 チャンネル又 は 158 チャンネル、電力5W以 下、アンテナゲイン(利得)7.14dB 以下のもので技適を受けた無線 設備に限られる。

■ 不法局

俗にスペシャル機と呼ばれる 改造機を使用。

免許情報が書き込まれた ROM がなくても電波を発射でき、パーソナル無線で使用が認められている周波数以外での送信、チャンネル固定などが可能。

※改造機は免許状や技適の表示 があっても不法無線局になりま す。

【不法局による妨害事例】

·携帯電話、MCA 無線が使用できない。



パーソナル無線機

アマチュア無線

■ 特徴

無線従事者及び無線局の免許が必要。

送信周波数は、無線機のダイヤルで任意に設定できるが、周波数により運用できる電波型式が定められている。

無線局の免許により、発射できる空中線電力が異なる。

無線機に変更がある場合は、総 務大臣の許可を受ける必要があ る。

■ 不法局

無線従事者資格、無線局免許を持たずに運用。

不法改造により、アマチュア無線で使用が認められている周波数帯以外で送信可能にしたり、 ブースターを接続して出力をアップしている。

【不法局による妨害事例】

・重要な無線通信(警察用、 消防用、鉄道用等)を妨害し、 人命の安全等に支障を来す。



アマチュア無線機